

別記 6 (1)

半農半 X 支援事業 (半農半 X 支援)

第 1 事業の目的

本県農業の将来の担い手となる新規就農者の確保育成は重要な課題であり、そのためには、県外から農業を志向する U I ターン者を積極的に確保していく必要がある。近年、農のある暮らしへの関心の高まりから、就農相談者は増加しているが、農村地域への定住・定着を促進するためには、従来の自営就農、雇用就農だけでなく、兼業収入を加えた半農半 X による就農を誘導することが必要である。

そこで、各市町村において移住から定住までの各段階において総合的な支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住・定着を促進し、もって県内農業・農村の担い手を確保・育成する。

第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な以下の活動を実施する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は補助金交付要綱別表のとおりとする。

1 半農半 X 定住モデル作成

事業実施主体は、県外から U I ターンして半農半 X による就農・定住を希望する者がスムーズに実践開始することができ、営農と他の仕事 (X) との組み合わせにより所得を確保し定住が促進されるように、半農半 X 定住モデル (別記 6 (1) 様式第 1 号) を作成する。

2 就農前研修経費助成事業

事業実施主体は、第 5 に定める半農半 X 実践者がスムーズに実践開始できるよう、県内での農業経営のために必要な研修を行う期間について助成する。

3 定住定着助成事業

事業実施主体は、第 5 に定める半農半 X 実践者が県内で農業経営を開始した場合に、営農と生活を安定させるための助成を行う。

第 3 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第 4 事業実施主体の役割

事業実施主体は、関係機関と連携し地域推進協議会を設置し、地域内で新たな X の掘り起こし・確保をすすめるとともに、営農との組み合わせによる地域の実情にあった半農半 X モデルを作成し、事業のより一層の推進を図らなければならない。

第 5 半農半 X 実践者の認定等

1 半農半 X 実践者の要件

半農半 X 実践者とは、次のすべての要件を満たし、事業実施主体の認定を受けた者であること。

- (1) 県外から住民票を移動させてU Iターンをしようとする者、又はU Iターンして、就業及び就農していない段階の者。なお、既にU Iターンしている者については、原則として、住民票を移動して概ね1年以内とする。ただし、公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間及び地域おこし協力隊員として地方自治体から委嘱され、地域協力活動に従事した期間は除く。
- (2) 第6の2の(1)のアに定める農業経営開始時の年齢が原則67歳未満であること。
- (3) 一定規模以上の営農（農林業センサスで定義する販売農家（農産物販売金額50万円以上）より高い目標とする）を行う予定であること。
- (4) 原則として6か月以上の農業研修を実施すること。なお、過去の経験や既に実施した研修等により、営農に必要な技術等を十分に有していると市町村が認める場合には、新たな研修の実施は要しない。

2 半農半X実践者の認定手続き等

- (1) 半農半X実践者の認定を受けようとする者は、半農半X実践計画（別記6(1)様式第2号）を作成し、半農半X実践者計画認定申請書（別記6(1)様式第3号）に添付して事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、承認申請があった場合には、内容について審査し、前項の要件を満たし、当該計画が第2の1「半農半X定住モデル」に照らして適当であり、計画の達成が見込まれる場合、認定するものとする（以下、半農半X実践計画の認定を受けた者を「半農半X実践者」という。）。
- (3) 就農前研修先は、県が認めた研修機関及び以下の要件を全て満たす研修先として事業実施主体が認めた研修受入農家とすること。
 - ア 研修生が研修終了後に円滑に就農するために必要となる実践的な農業技術、経営技術等について責任を持って適切に指導できること。
 - イ 研修期間について概ね6ヶ月かつ概ね600時間以上実施可能であること。
 - ウ 研修生に対して指導できる者が明確であること。
 - エ 研修を実施する上で必要な環境（農地、施設、機器等）が整っていること。
 - オ 研修終了後においても必要に応じて研修対象者に対する指導・助言ができること。
- (4) 事業実施主体は、半農半X実践者について、半農半X認定報告書（別記6(1)様式第4号）を作成し、隠岐支庁または各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。
- (5) (1)の認定を受けた半農半X実践計画を変更する場合は、半農半X実践変更計画（別記6(1)様式第2号）を作成し、半農半X実践者変更計画認定申請書（別記6(1)様式第3号）に添付して事業実施主体に提出するものとする。
- (6) 事業実施主体は、変更承認申請があった場合には、(2)に準じて審査し、認定を行うものとする。
- (7) 事業実施主体は、半農半X実践計画の変更を認定したときは、変更に係る

半農半 X 認定報告書（別記 6（1）様式第 4 号）を作成し、隠岐支庁または各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

第 6 助成対象となる要件等

事業実施主体は、以下の要件を満たす半農半 X 実践者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

1 就農前研修経費助成事業

(1) 就農前研修経費助成事業の助成対象となる要件は次に掲げるとおりとする。

ア 半農半 X 実践計画が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 研修期間が原則 6 か月かつ概ね 600 時間以上（概ね 1 月当たり 100 時間以上）であり、研修期間を通じて就農に必要な技術や知識を習得すること。

(イ) 就農前研修先は、県が認めた研修機関及び市町村が認めた研修受入農家とすること。

(ウ) 研修受入農家の経営主は、半農半 X 実践者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(エ) 研修を受ける農家等と常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。

イ 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

(2) 助成金額及び助成期間は、半農半 X 実践者が半農半 X 実践計画に基づいて県内で就農するために必要な研修を行う期間、月額 12 万円を 12 か月以内で助成する。

なお、妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、助成期間を延長できるものとする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、半農半 X 実践者は補助金の全部を返還しなければならない（ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合はこの限りではない）。

ア 研修終了後、1 年以内に第 6 の 2 の（1）のアに定める農業経営を開始しなかった場合。

イ 農業経営を開始して、引き続き 5 年以上県内において定住して営農を行わなかった場合（例：耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず改善に向けた努力を行わない場合など）。

ウ 虚偽の申請等を行った場合。

2 定住定着助成事業

(1) 定住定着助成事業の助成対象となる要件は次に掲げるとおりとする。

ア 農業経営開始時の年齢が原則 67 歳未満で、以下の要件を満たすこと。

(ア) 原則として農地の所有権又は利用権を半農半 X 実践者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を半農半 X 実践者が所有し、または借りているこ

と。

- (ウ) 生産物や生産資材等を半農半X実践者名義で出荷・取引すること。
- (エ) 半農半X実践者の農産物等の売上げや経費の支出など経営収支を半農半X実践者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (オ) 半農半X実践者が農業経営に関する主宰権を有していること。

イ 原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

- (2) 助成金額及び助成期間は、半農半X実践者が半農半X実践計画に基づいて県内で農業経営を開始した場合に、事業実施主体が助成する額の1/2以内を県が助成する。県が助成する金額は月額6万円を上限として、就農月から12か月以内で予算の範囲内において助成する。ただし、夫婦それぞれが半農半X実践者として、夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合、県が助成する金額は月額9万円を上限とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

なお、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止する場合は、1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる（夫婦それぞれが半農半X実践者として農業経営を行う妻を除く）。また、その休止期間と同期間、助成期間を延長できるものとする。

- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、半農半X実践者は補助金の全部を返還しなければならない（ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合はこの限りではない）。

ア 農業経営を開始して、引き続き5年以上県内において定住して営農を行わなかった場合（例：耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず改善に向けた努力を行わない場合など）。

イ 虚偽の申請等を行った場合。

第7 事業の実施手続き等

1 事業計画の承認

- (1) 第2の2就農前研修経費助成事業、3定住定着助成事業のいずれか、または両方の助成を受けようとする半農半X実践者は、事業実施計画承認申請書（別記6（1）様式第5号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、半農半X実践者から承認申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画を承認し、審査の結果を通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、実施計画承認申請書（別記6（1）様式第6号）を作成し、隠岐支庁または各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

2 事業計画の変更承認

- (1) 半農半X実践者は、事業費の増額又は20パーセントを超える減額を伴う事業計画の変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書（別記6（1）様式第7号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、半農半X実践者から変更承認申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画の変更を承認し、審査の結果を通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、重要な変更を行おうとするときには、実施計画変更承認申請書（別記6（1）様式第8号）を作成し、隠岐支庁または各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

3 助成の休止

- (1) 第6の1の（2）及び2の（2）に基づき妊娠・出産又は災害により助成を休止する場合、半農半X実践者は休止届（別記6（1）様式第9号）を事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、半農半X実践者から休止届の提出があり、適当と認められる場合は、助成を休止する。
- (3) 半農半X実践者は、研修もしくは農業経営を再開する場合は、再開届（別記6（1）様式第10号）を事業実施主体に提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、半農半X実践者から再開届の提出があり、適切に事業実施することができるものと認められる場合は、助成を再開する。

第8 事業実績等の報告

- (1) 半農半X実践者は、事業完了後に事業確認検査を受けた後、事業実績報告書（別記6（1）様式第11号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
なお、提出期限は事業完了した日（市町村等の完了確認検査日）から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日とする。
- (2) 事業実施主体が交付要綱第7により行う事業の実績報告は、半農半X実践者からの事業実績報告書を取りまとめて実績報告書（別記6（1）様式第12号）を作成し、知事に提出するものとする。
なお、提出期限は県の完了確認検査日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日とする。

第9 経営達成状況等の報告

- (1) 半農半X実践者は、事業実施主体、地域農業再生協議会等の関係機関から適切な指導・助言を受けるため、農業経営開始後5年が経過するまでの間（ただし第6の2（2）に基づき農業経営を休止した場合は休止期間を除き5年が経過するまでの間）、毎年4月末（5年目分については5年目終了後最初に到来する4月末）までに、計画達成状況報告書（別記6（1）様式第13号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 計画達成状況報告書を受けた事業実施主体は、報告を受けた年度の5月末までに計画達成状況報告（別記6（1）様式第14号）を作成し、隠岐支庁また

は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

第 10 定住状況等の報告

- (1) 事業実施主体は、半農半 X 実践者が、第 6 の 1 の (3) または第 6 の 2 の (3) に該当した場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない (ただし書きを除く。)。
- (2) (1) に該当する場合、事業実施主体は半農半 X 実践者に補助金の返還を求めるとともに、半農半 X 実践者が返還を要する補助金のうち知事が事業実施主体に交付した金額の全てを知事に返還しなければならない。
- (3) 知事は、必要に応じて、半農半 X 実践者の定住状況等について事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第 11 新規就農者総合対策事業との関係

平成 24～26 年度に実施した新規就農者総合対策事業実施要領 (平成 24 年 4 月 1 日農第 161 号) 別記 (4)、平成 27～29 年度に実施した新規就農者等育成確保推進事業 (平成 27 年 3 月 19 日農第 1676 号)、平成 30～令和 2 年度に実施した多様な担い手確保・育成事業補助金交付要綱 (平成 30 年 3 月 23 日付け農第 1621 号) 別記 (3)、令和 3～令和 6 年度に実施した多様な担い手確保・育成支援事業費補助金交付要綱 (令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農総第 1041 号) 別記 (7) については従前のおりとする。

別記6（1）様式第1号

〇〇〇市町村半農半X定住モデル

1 基本方針（考え方を記載）

2 定住モデルの内容

（1）目標とする所得（原則）

農業部門 〇〇〇千円

X部門 〇〇〇千円

合計 〇〇〇千円

（2）農業の種類

別表により作成

（①経営概要、②施設・機械装備、③労働時間、④経営収支試算等を記載）

（3）Xの内容（①Xの内容、②斡旋の考え方、③組み合わせ可能な農業の種類を記載）

3 就農希望者へのPR方法

4 就農実現にあたっての留意点

（1）住居の確保方法

（2）技術習得方法

（3）農地の確保方法

5 市町村独自の制度（事業）内容と本事業との関連性

別記6 (1) 様式第1号の2の(2) 別表

〇〇〇市町村半農半X定住モデル

農業の種類

	営農類型	経営規模	経営概要	初期的資本整備額		農業所得 (千円) ①-②	粗収益 (千円) ①	経営費 (千円) ②	経営内 労働力	労働 時間 (h)
				(千円)	必要な機械、施設 等					
①										
②										
③										
④										
⑤										

※1 農業所得の算出資料を添付する

※2 その他必要な事項等あれば追記可能

Xの内容

	Xの内容	斡旋の考え方	組み合わせを 推奨する農業の種類 (番号を記載)
①			
②			
③			
④			

※1 その他必要な事項等あれば追記可能

半農半X実践計画※1

1 作成者

		市町村名	
ふりがな ----- 氏名	性別 男・女	生年月日 年 月 日（満 歳）	
ふりがな ----- 現住所（〒 ）			
ふりがな ----- UIターン前の住所（既にUIターンをしている場合のみ） （〒 ）			
略 歴（UIターンの時期についても記載）			

2 生計を一にする家族

氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

3 半農半X実践の考え方

(1) UIターンをして兼業就農しようとする目的

(2) 定住先選定の理由

4 就農計画等

(1) 営農地、営農作目の選定理由（営農地が未定の場合は予定場所）

(2) 農業に関する経験等（過去に研修受講等がある場合は記入）

(3) 営農に必要な農業研修の実施計画

研修受入農家名		所在地	
主な経営品目		経営面積	
地域内の農業に関する役職			
研修担当者名		研修期間	年 月 ～ 年 月
研修内容			
備 考	以下の項目に該当する場合は□欄にレを記入する □（農家等で研修を受ける場合）親族ではない □研修を受ける農家等と常勤の雇用契約を締結していない		

(4) 営農目標

就農予定地		就農時期	年 月
作 目		規模	
販売目標			
備 考			

(5) 営農目標を達成するための施設等整備計画

（農業経営開始して3年以内に整備する内容を記載する）

施設等整備内容	規模・構造等	実施予定時期	事業費(千円)

5 住居、兼業等に関する計画(実績)

(1) 住居の状況

(2) 就業先または職種(検討中の場合はその内容)、収入の見通し

※実績報告に添付する場合は現況及び実績

(3) 定住予定地での相談先

6 添付資料※1

研修実施計画（就農前研修経費助成事業を受けようとする場合にのみ添付する）

農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し（定住定着助成事業を受けようとする場合にのみ添付する）

※1 変更の場合は、下線部を「変更計画」、添付資料は変更されたものを添付する。

研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間 合計		

2 習得する技術

- ・
- ・
- ・

上記のとおり研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)
(住所)
(電話番号)

印

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
「半農半X実践者」計画認定申請書
(半農半X支援)
※

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第5の2の(1)に基づき下記により提出します。
※

記

- 1 半農半X実践計画（別記6（1）様式第2号）
- 2 変更の理由※1

※ 変更の場合は、「変更計画」及び「（4）」とし、「2 変更の理由」を記載する。

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
半農半X認定報告書
(半農半X支援)

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
費補助金交付要綱別記6(1)第5の2の(4)の規定に基づき報告します。
※1

記

1 認定者

氏名 ○○

2 添付書類

- (1) ○○市町村半農半X定住モデル(別記6(1)様式第1号)※年度初回時のみ
- (2) 半農半X実践計画(別記6(1)様式第2号)の写し※1
- (3) 「半農半X実践者」計画認定申請書(別記6(1)様式第3号)の写し※

1

※1 変更の場合は、下線部を「(7)」とし、2添付書類は、(2)「半農半X実践変更計画」及び(3)「半農半X実践者」変更計画認定申請書の写しを添付する。

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画承認申請書
(半農半X支援)

このことについて「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6(1)第7の1の(1)の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 半農半X支援事業実施計画内訳書

(1) 就農前研修経費助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

(2) 定住定着助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

2 添付書類

- ・半農半X実践計画書(別記6(1)様式第2号)
- ・誓約書(別記6(1)様式第5号(別添))

別記6(1)様式第5号(別添)

令和 年 月 日

[申請者] 住所：
氏名：
(生年月日： 年 月 日 歳)

誓 約 書

私は、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6(1)の規定を遵守し、半農半Xによる就農・定着を実践することを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該補助金を返還することについて異議はありません。その際には、既に助成を受けた補助金を返還することを(※保証人の署名を添えて)誓約します。

【	※	
	保証人	住所 氏名
	保証人	住所 氏名
】		(保証人氏名は自署すること。)

※保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画承認申請書
(半農半X支援)

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第7の1の（3）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 半農半X支援実施計画内訳書

(1) 就農前研修経費助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

(2) 定住定着助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

2 添付書類

- ・半農半X実践者からの承認申請書（別記6（1）様式第5号）の写し

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画変更承認申請書
(半農半X支援)

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった半農半X支援実施計画について、下記のとおり事業を変更したいので、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第7の2の（1）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 半農半X支援実施計画内訳書

(1) 就農前研修経費助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

(2) 定住定着助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

※変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類

- ・半農半X実践変更計画書（別記6（1）様式第2号）

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実施計画変更承認申請書
(半農半X支援)

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった半農半X支援実施計画について、下記のとおり事業を変更したいので、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第7の2の（3）の規定に基づき申請します。

記

1 半農半X支援実施計画内訳書

(1) 就農前研修経費助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

(2) 定住定着助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

※変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類

- ・半農半X実践者からの変更承認申請書（別記6（1）様式第7号）の写し

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

休 止 届

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった半農半X支援実施計画について、下記のとおり助成を休止しますので、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第6の1の（2）（定住定着助成の場合は第6の2の（2））の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明書等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

別記6（1）様式第10号

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

再開届

半農半X支援の助成を再開しますので、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第7の3の（3）の規定に基づき再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
再開日	年 月 日
助成残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実績報告書
(半農半X支援)

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第8の（1）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 半農半X支援実績報告内訳書

(1) 就農前研修経費助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

(2) 定住定着助成事業

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		

2 添付資料

- ・就農前研修経費助成の場合は（別添1）研修状況報告書
- ・定住定着助成の場合は（別添2）作業内容報告書

研修状況報告書

1 研修内容

年月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間 合計		

2 習得した技術

- ・
- ・
- ・

上記のとおり研修を実施しました。

令和 年 月 日

(研修先名称)
(住所)
(電話番号)

印

作業内容報告書

1 作業内容

年月	作業日数	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
作業日数 合計		

2 半農半X実践計画達成に向けた今後の課題等

- ・
- ・
- ・

3 半農半X実践者の今後の営農に向けた指導、助言

※事業実施主体または地域農業再生協議会等による検討会、指導・助言内容を記載

4 添付書類

- ・通帳及び帳簿の写し
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
実績報告書
(半農半X支援)

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第8の（2）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 半農半X支援実績報告内訳書

(1) 就農前研修経費助成

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

(2) 定住定着助成

半農半X 実践者名	実施期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

2 添付資料

- ・半農半X実践者からの実績報告書（別記6（1）様式第11号）の写し
- ・地域推進協議会の開催内容がわかる資料及び記録の写し

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

住所
氏名

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
※
計画達成状況報告書
(半農半X支援)

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第9の（1）の規定に基づき下記のとおり報告します。

1. 営農の状況

①就農地：

②就農時期：

年度		売上 (円)	所得 (円)	規模 (ha)	作目
経営開始年度 令和 年	目標				
	実績				
2年度目 令和 年	目標				
	実績				
3年度目 令和 年	目標				
	実績				
4年度目 令和 年	目標				
	実績				
5年度目 令和 年	目標				
	実績				

2. X（兼業）の状況

年度		収入 (円)	所得 (円)	規模 (ha)	就業先 および職種
経営開始年度 令和 年	目標				
	実績				
2年度目 令和 年	目標				
	実績				
3年度目 令和 年	目標				
	実績				
4年度目 令和 年	目標				
	実績				
5年度目 令和 年	目標				
	実績				

3 半農半X実践計画達成に向けた今後の課題等

※事業を実施した年度とすること。

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長

令和 年度「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業
計画達成状況報告書
(半農半X支援)

このことについて、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別記6（1）第9の（2）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 半農半X実践者名

2 添付資料

・半農半X実践者からの計画達成状況報告書(別記6（1）様式第13号)の写し